

令和 6 年度事業計画書

1 令和 6 年度事業概要

近年の下水道の進展や人口減少及び高齢化の進行等により浄化槽の設置基数が減少傾向にあることから、当法人では財政状況が悪化し、安定的な運営体制の確保・継続が困難となっている。こうした状況の中、令和 5 年 9 月 1 日に知事の承認を得て法定検査（7 条及び 11 条検査）料金の改定（値上げ）を行ったが、当法人を取り巻く現況は依然として厳しいものがあり、人口減少、デジタル化などのこれからの社会情勢の変化による地域の実情に適格に対応した新たな事業の展開、体制の整備が求められている。

浄化槽は、短期間で比較的安価に設置でき、発生源で汚水を処理して身近な水路へ処理水を放流する設備として、地域の水循環の確保、水環境の保全に貢献する循環型社会にふさわしい生活排水処理施設である。しかし、浄化槽が本来の処理性能を発揮するためには、適正な設置と維持管理が行われるとともに、正しく使用されなければならない。特に、単独処理浄化槽については、平成 13 年 4 月 1 日から原則として新規設置が禁止されたものの、当法人管内でも未だ浄化槽全体の約 30% が残存しており、地域の水環境の確保のため、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換が喫緊の課題となっている。

また、近年特に地球沸騰化による自然災害が各地で多発し、甚大な被害をもたらしているが、汚水処理は重要なライフラインであり、非常時における生活環境を整え、公衆衛生を確保するために、下水道に代わる災害に強い個別処理による浄化槽の役割が重要視されており、平常時から学校、公民館等の公共施設への浄化槽の設置と活用が求められている。

岡山県では、法定検査受検率を法施行当初から高水準（令和 4 年度速報値、11 条検査実施率：93.5%）で維持してきているが、全国的に見て受検率が低いなど維持管理の強化が急務となっている。令和元年 6 月、浄化槽法施行以来 3 回目となる一部改正が行われ、特定既存単独処理浄化槽に対する措置や市町村による浄化槽整備、協議会の設置、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保など、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換と浄化槽の管理の向上について法的措置が講じられた。

令和 6 年度、当法人は、浄化槽法はもとより一般社団・財団法人法等の趣旨を踏まえ、公共用水域の水質保全等県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するための事業推進に一層努めるとともに、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われるとともに正しく使用され、浄化槽の性能が十分発揮されるよう、県・市町等関係機関や浄化槽関係者・団体等と緊密な連携を取りながら、次のとおり事業に取り組む。

2 公益目的事業の推進

(1) 法定（法第7条及び第11条）検査事業

高受検率を維持するため計画的に検査を実施するとともに、設置者等に対し、適宜、検査結果に基づく指導・助言を行う。

- ① 令和6年度法定検査実施予定数 : 35,450基
内訳 7条検査実施予定数 : 450基
11条検査実施予定数 : 35,000基

② 法定検査基数の推移(表-1)

区 分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
7 条	591	577	543	471	487
1 1 条	34,519	34,400	35,011	35,080	35,110
合 計	35,110	34,977	35,554	35,551	35,597

※R 5は、2月末実績

(2) 要綱検査事業

- ① 令和6年度要綱検査実施予定数 : 3,200件

② 要綱検査基数の推移(表-2)

区 分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
要綱検査	3,281	3,279	3,224	3,201	3,200

※R 5は、予定件数

(3) 倉敷市受託業務

1) 浄化槽設置補助金交付事業完了確認検査業務

- ① 令和6年度受託基数 倉敷市(児島地区を除く) : 200基
② 完了確認検査基数の推移(表-3)

区 分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
受託基数	360	278	216	229	200

※R 5は、予定基数

2) 倉敷市浄化槽管理者講習会受託業務

- ① 令和6年度受託回数 : 倉敷市内3会場で開催、啓発資料の配布
② 講習会開催回数の推移(表-4)

区 分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
受託内容	1会場・書面	—	書面	書面	3会場

※R 5は、予定回数

3 浄化槽に関する普及啓発及び維持管理指導等

設置者等の関係法令に対する無理解などにより、いわゆる登録業者による保守点検が行われていない浄化槽が未だ相当数見受けられ、これが法定検査受検率向上や水環境保全の隘路ともなっていることから、関係の行政機関や保守点検業者等と連携を図りながら、管理者講習会の開催など、この解消に向けた啓発活動に取り組む。また、単独処理浄化槽の合併浄化槽への転換促進の啓発活動や、特定既存単独浄化槽に対する措置が円滑に推進されるよう、岡山県及び岡山市、倉敷市への協力を行う。

4 浄化槽の整備促進

今後も浄化槽の設置基数の減少傾向は続くものと予測されるが、集合（下水道）から個別（浄化槽）への切り替えによる汚水処理人口の普及に向けた政策転換及び汚水処理の概成に向け、未だ水洗化できていない県民、市民が多くいる状態を解消するため、各種要望活動に取り組むとともに、引き続き浄化槽の整備促進及び維持管理費用の助成制度の創設を目指す。

また、防災、減災の観点から災害に強い浄化槽の学校、公民館等の公共施設への速やかな整備促進を図るよう働きかけを行う。

5 （一社）岡山県浄化槽団体協議会を中心とした関係団体、業界との連携

引き続き、当法人の上部団体である団体協議会を中心とした関係団体、業界との連携を図るとともに、特に改正浄化槽法に基づく法定協議会の設置に向けた取り組みとして民間ボランティア団体との協働により新しい官民連携体制の構築を目指す。また、関係団体と協力し、浄化槽の施工・保守点検・清掃等関係業者等への指導・助言を行い、地域における快適な生活環境を確保し、併せて公共用水域の水質を保全するための活動を引き続き行う。

なお、団体協議会では、本年3月「岡山県浄化槽ビジョン～社会情勢の変化に対応する新たな体制整備～」を取りまとめ、提案を行った。当法人としてもこの提案を真摯に受け止め、当法人の将来のあるべき姿について検討する。

6 岡山県浄化槽機能保証制度の活用

岡山県浄化槽機能保証制度が設置者等に利用しやすいよう一部改正され、令和6年4月1日から施行されるが、（一社）全国浄化槽団体連合会の機能保証制度と併せて、関係者等への周知、利用促進を図る。

7 検査員の知識の習得と技術の向上及び検査の信頼性の確保

全国浄化槽技術研究集会、実務セミナー、指定検査機関中国地区協議会検査員研修会並びに他地区検査員研修会等に積極的に参加し、人材育成と知識及び技術の向上を図る。また、検査員の技術研修等を行うとともに、タブレット端末導入等による検査のデジタル化や設置台帳、地図情報のデジタル化に向けた情報収集・研究に取り組む。さらに、岡山県指定検査機関検査員連絡会議において、自主管理体制を確立し、検査の信頼性をより一層向上させるため業務規程等の策定

について、引き続き協議・検討を行う。なお、当法人では、法定検査及び要綱検査に係る放流水水質検査業務を協同組合倉敷市環境保全協会へ委託しているが、当該協会の行う検査の信頼性の確保及び検査の適格な実施にも取り組む。

7 ホームページの開設による適切な情報の提供と公開

今年度、当法人の概要や事業内容、浄化槽に係る知識や情報を幅広く県民、市民に提供するため、ホームページを開設する。

○ 掲載内容（予定）

- ・ BOD等検査結果の公表、浄化槽に係る普及啓発資材の提供等
- ・ 公益法人としての情報開示 等

8 令和6年度の活動について

（1）行事予定（表―5）

月	理事会・監事会	会 員	検 査 員
4			
5	・ 監事会 ・ 第 1 回理事会		・ 指定検査機関検査員研修会 ・ 倉敷市浄化槽連絡会議
6	・ 定時総会		
7			
8	・ 第 2 回理事会		
9			・ 中国地区指定検査機関意見 交換会(山口県)
10			・ 全国浄化槽大会 ・ 全国浄化槽技術研究集会 (長崎市) ・ 倉敷市浄化槽連絡会議
11			
12	・ 第 3 理事会		
1			
2			・ 岡山県合併処理浄化槽普及 促進協議会研修会 ・ 浄化槽管理者講習会
3	・ 第 4 理事会		・ 浄化槽管理者講習会
	・ 臨時総会		

[備考] 「岡山県知事指定検査機関検査員連絡会議」年5回（検査員）